

# 川南町景観計画



令和2年9月  
川南町

# 目 次

序章 はじめに	
1 景観とは	1
2 景観計画策定の目的	1
第1章 景観計画の区域	
1 区域の設定	2
第2章 良好な景観の形成に関する方針	
1 基本方針	3
2 市街地景観の形成方針	3
3 自然景観の形成方針	3
4 重点的な取組の検討方針	3
第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	
1 届出対象行為	4
2 景観形成基準	5
第4章 景観重要構造物・景観重要樹木の指定の方針	
1 指定方針	6
第5章 その他の方針	
1 屋外広告物	7
2 景観重要公共施設	8
第6章 景観づくりの取組について	
1 協働の取組	9
2 PDCAサイクルによる進行管理	10

## 序章 はじめに

---

### 1 景観とは

景観は、海・山・川などの自然や、道路・建物・公園等の人工物といった「形あるもの」だけではなく、これまで育まれてきた歴史や文化などのまちの「印象」など様々なもので構成されています。

景観は、「目に映るまちの姿だけではなく、見る人が感じ取る印象も含めた幅広いもの」ということができます。

### 2 景観計画策定の目的

本町は、海・山・川などの豊かな自然環境に恵まれた町です。戦後間もない頃に始まった国策の入植事業により全国から農業を志す人々が集まってきたことから、「日本三大開拓地」や「川南合衆国」と呼ばれており、自然を生かした特色ある景観が形成されている地域が多くあります。

本計画は、地域が持つ良好な景観を保全・形成し、住みやすいまちづくりを進めていくために、基本方針やルールを設定し、共有しながら景観に対する意識・認識を高めていくための役割を担うものです。

本町では、これまでに町域全体に関する景観形成の取組はなく、今回の取組が初めてとなります。

そのため、まずは景観づくりの土台となる良好な景観形成の必要性の理解や、望ましい景観形成のイメージ共有を主な目的に町全体を対象とした景観形成の方針や緩やかな基準を設定しています。

今後、町内で景観づくりへの機運が高まった段階で、きめ細やかな基準等を含む景観形成重点地区（仮称）の指定を検討するといった「段階的な計画策定」を進めていきます。

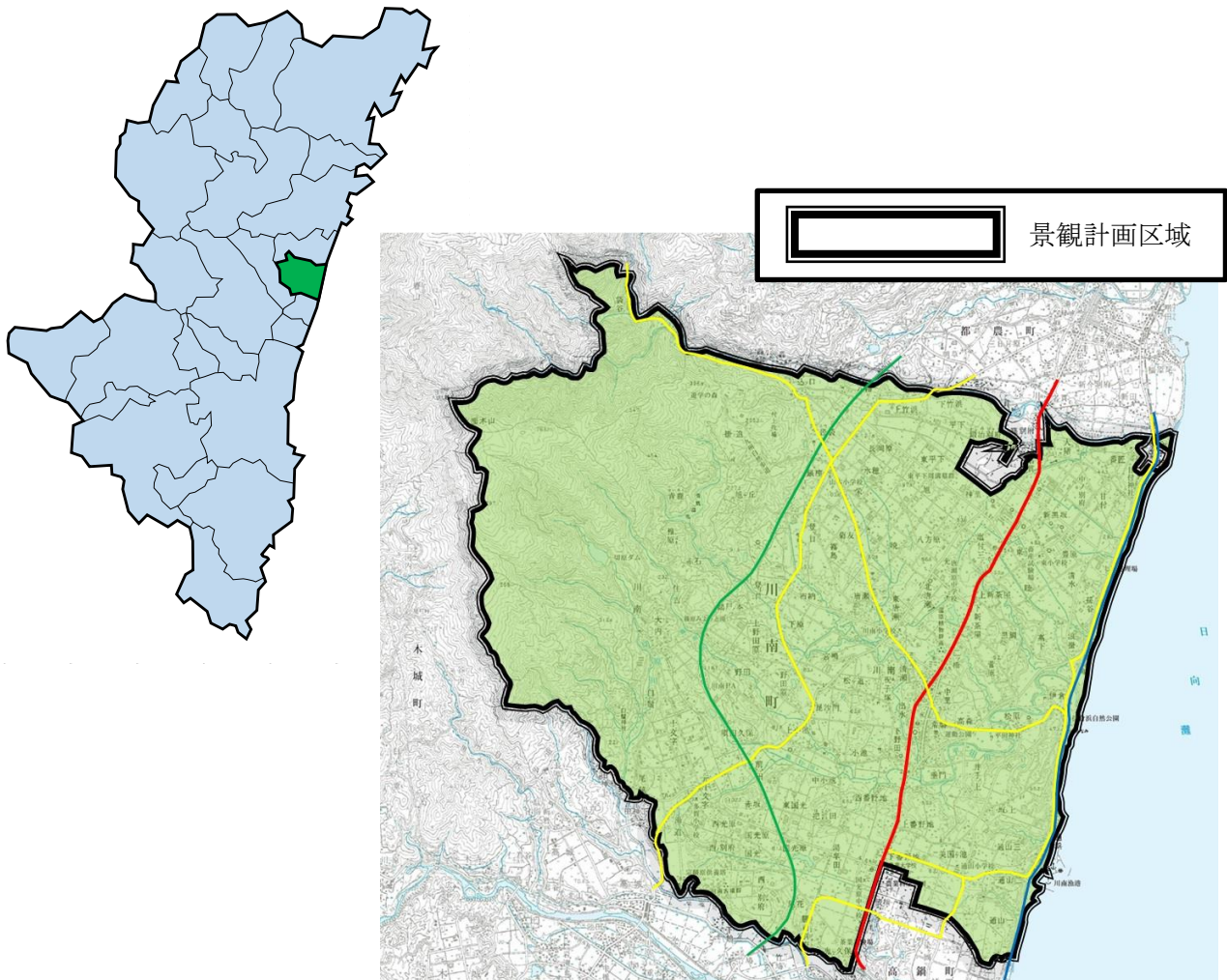
本計画を策定することにより、今後、町民や事業者と行政が協働することにより、段階的に制度を更新しながら魅力ある景観形成を目指します。

## 第1章 景観計画の区域

### 1 区域の設定

本町は、日向灘や平田川・名貫川などの自然豊かな環境や、国道10号線や旧国道10号線付近の市街地景観、町内全域に広がる農村田園景観など多様な景観が町全域にわたって展開されています。

これらの多彩な景観の連携を図り、町全体での良好な景観づくりを進めるために、町全域を景観計画の区域として定めます。



▲ 景観計画の区域

## 第2章 良好な景観の形成に関する方針

---

### 1 基本方針

本町は、豊かな自然の恩恵を受けながら開拓地として発展し、現在の川南固有の景観が成り立ってきました。

歴史を大切にしながら、新しいものとの調和を図ることで川南らしい景観を育てていきます。

### 2 市街地景観の形成方針

多くの人の目に触れる本町の景観の顔である、国道10号線や旧国道10号線（トロントン商店街を形成）沿線を対象として、一定の品格を持った景観の形成に努めます。

また、市街地域に点在する農地等の緑地の保全を図りつつ、天然記念物である川南湿原植物群落については、保護と多面的な活用のあり方について総合的に検討し、市街地と調和した景観となるよう努めます。

### 3 自然景観の形成方針

本町は西に豊かな山々、東に日向灘を臨みながら、市街地を取り囲むように農地が位置しているなど美しい自然景観を有しております。

これらの自然景観や田園景観については、地域全体の調和のとれた景観となるよう努めます。

### 4 重点的な取組の検討方針

本町では、これまで景観形成に対する具体的な取組が限定的にしか行われていなかったことから、本計画の策定を機に町民の景観に関する意識の向上を図り、良好な景観形成への取組を進めていくこととなります。

今後、景観に大きな変化を及ぼす開発行為が予定されている地域や、景観形成への取組が高い地域など重点的に取り組む地域を設定し、より詳細な基準を検討するなど段階的に計画を見直します。

## 第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

### 1 届出対象行為

景観形成に大きな影響を及ぼす可能性のある建築物等に対し、本町の景観を保全していくため、町内全域（景観計画区域）において、以下に該当する行為については届出を義務付けます。

建築物（景観法第16条第1項第1号）	
届出対象行為	届出対象範囲
新築、増築、改築または移転、大規模の修繕もしくは模様替え	建築基準法第6条第1項の規定により、建築確認申請が必要なもの

工作物（景観法第16条第1項第2号）	
届出対象行為	届出対象範囲
煙突	高さ6mを超えるもの
柱	高さ15mを超えるもの
広告塔等	高さ4mを超えるもの
高架水槽、サイロなど	高さ8mを超えるもの
擁壁	高さ2mを超えるもの

開発行為（景観法第16条第1項第3号）	
届出対象行為	届出対象範囲
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	(都市計画区域内) 開発面積が3,000㎡以上のもの (その他) 開発面積が10,000㎡以上のもの

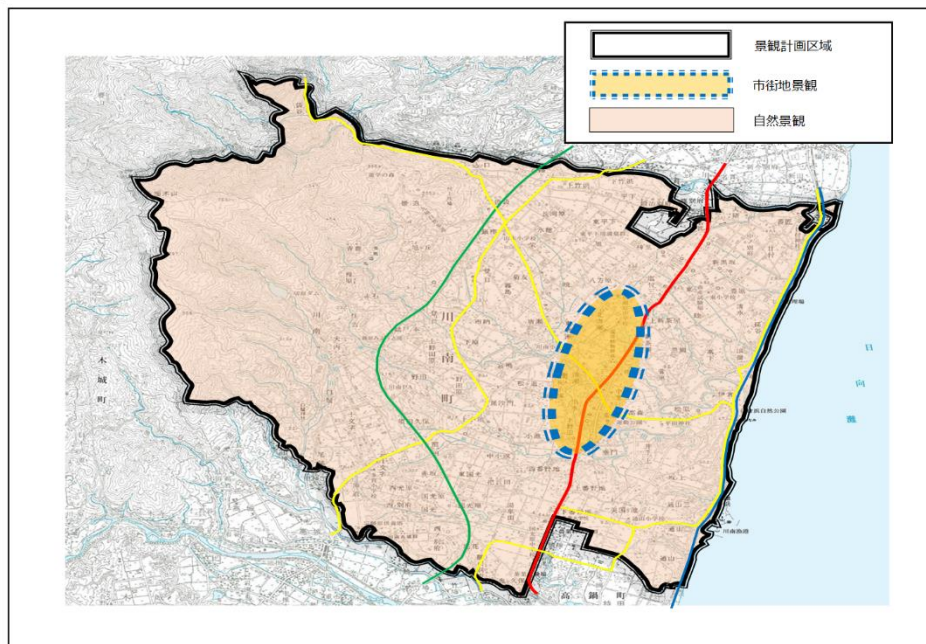
※ ただし、次に該当する行為については、届出の対象外とします。

- ・ 仮説の建築物の建築等
- ・ 災害等による緊急的な機能回復または維持に必要な行為
- ・ その他町長が認める行為

## 2 景観形成基準

市街地景観と自然景観の方針に対する良好な景観を形成するため、区分ごとに景観形成基準を次のとおり定めるものとします。

		区 域	
		市街地景観	自然景観
建築物	高さ・位置	突出した高さとならないようにし、周辺の建物の高さと同調するよう留意する	周辺の環境と同調する高さとなるよう努める
	形態・意匠、素材、色彩	周辺の建物と同調し、まとまりのある形態・意匠、素材、色彩とする	周辺の自然環境と同調し、まとまりのある形態・意匠、素材、色彩とする
	緑化	既存の樹木の保全や風土に合った樹種の採用により、景観の保全・育成に努める	周辺の環境と同調するよう緑化に努める
	その他の敷地・外構など	外構や建築設備等については、覆いを設けるなど周辺環境との調和に配慮する	
	工作物	施設の性格や地域の特性に於いて、周囲の景観に調和するよう努める	
	開発行為	造成を伴う土地の形質の変更は最小限とし、周囲は必要に応じて樹木を植栽するなど、十分な緑化をするよう努める	



▲ 景観形成基準位置図

## 第4章 景観重要構造物・景観重要樹木の指定の方針

### 1 指定方針

良好な景観形成において歴史的に価値がある構造物や、長い年月をかけて成長した樹木等は重要な要素になります。そのような構造物や樹木において、特に重要だと認められるものを景観重要構造物または景観重要樹木に指定し、保全・活用を図っていきます。

種類	指定基準
景観重要構造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築等として美観が優れていること</li> <li>・ 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ良好な景観形成に寄与すること</li> <li>・ 歴史的または文化的に価値が高いと認められること</li> <li>・ 道路その他の公共の場所から容易に望見されるもの</li> </ul> <p>※ ただし、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により登録文化財に指定されている構造物、または仮指定された構造物については適用しない</p>
景観重要樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の自然、歴史、文化等からみて景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要であること</li> <li>・ 道路その他の公共の場所から容易に望見されるもの</li> </ul> <p>※ ただし、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により登録文化財に指定されている樹木、または仮指定された樹木については適用しない</p>



## 第5章 その他の方針

### 1 屋外広告物

屋外広告物（※）は、商業活動における情報提供や各施設への案内等を目的として表示または掲出されるため、人々の目に触れやすく景観形成に大きな影響を与えます。

広告物が氾濫したり地域の状況を考えずに設置すると、景観等を阻害し不快感を与えることになります。

また、安全性に十分な配慮がなされていない場合は、強風等での落下や倒壊等による大きな被害を及ぼす恐れがあります。

宮崎県では、広告物と地域環境の調和、広告物による危害の防止を目的として、「宮崎県屋外広告物条例」が定められています。

本町の屋外広告物については、県の条例に基づいた取組を継続しながら、町独自の取組が必要になった場合、景観法に基づき屋外広告物の表示および掲出に関する事項を定めることとします。



宮崎県HPより（宮崎県屋外広告物制度）

※ **屋外広告物**：商業広告に限らず、常時または一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもので、看板、はり紙・はり札、広告および建物その他のものに表示・掲出されたものなどをいう。

## 2 景観重要公共施設

地域の骨格となっている国道10号線、県道、東九州自動車道の主な主要道路、平田川等の河川や公共施設（景観法第8条第2項第4号ロに規定する特定公共施設）などは、景観の骨格をなし地域のシンボルとなるものであるため、その整備にあたっては良好な景観形成の先導的な役割を果たす必要があります。

そのため、地域の良好な景観形成において特に重要な公共施設及び将来そのように整備する公共施設については、管理者と協議の上、景観形成の方針に沿った整備や利用が図られるように景観重要公共施設として位置付け、積極的に景観に配慮した整備を推進していきます。

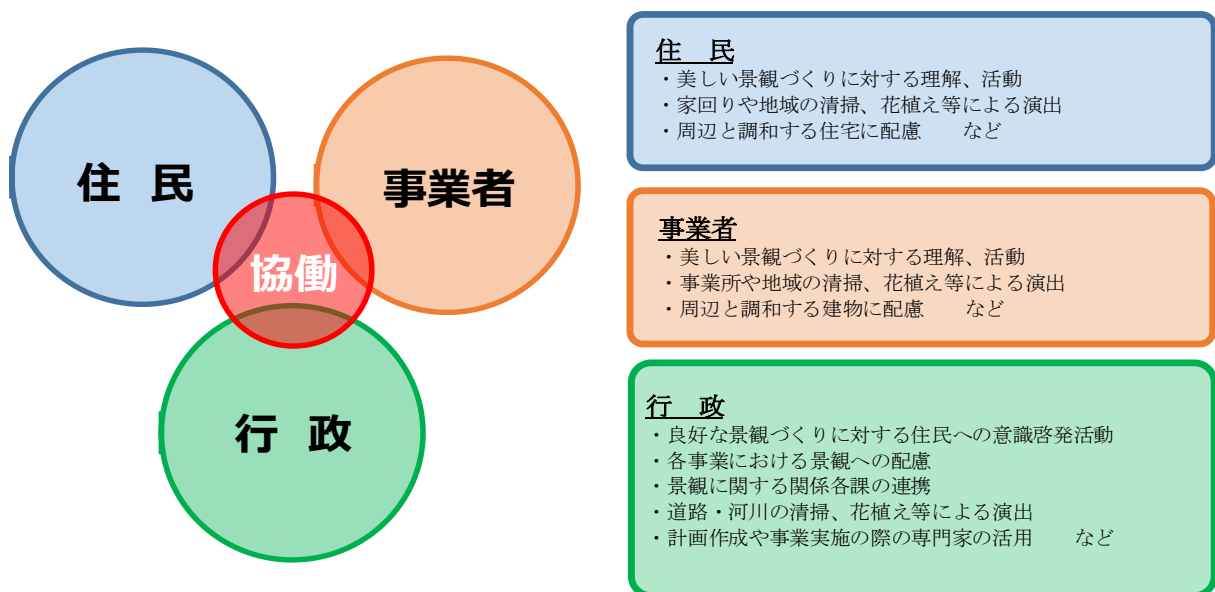
また、国や県に対しても、良好な景観形成を効果的に進めるために必要がある場合には協力を求めるものとします。

## 第6章 景観づくりの取組について

### 1 協働の取組

良好な景観形成を行うには、町民・事業者・行政がお互いの役割を理解しながら、自らが積極的な取組を進めていくことが重要です。

本計画の策定を契機に、景観行政の展開を図るとともに景観形成の取組の周知や広報などによる住民の意識の向上を図りながら協働の取組を進めます。



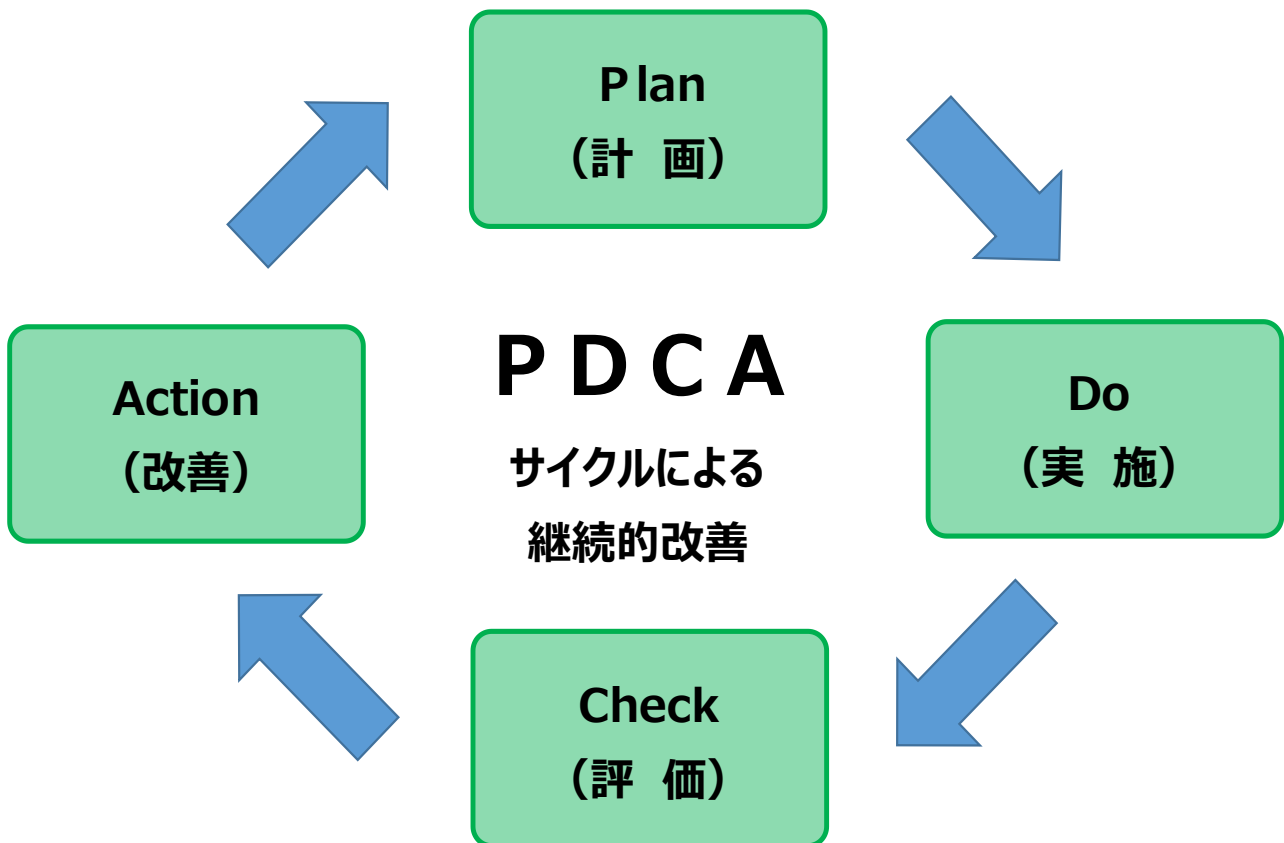
▲ 住民・事業者・行政の協働の景観づくりと役割分担イメージ

## 2 PDCAサイクルによる進行管理

景観計画は、現在の景観要素や景観形成の方針等を踏まえて作成しています。

しかし、景観は人々の長い時間をかけた生活の営みや努力の積み重ねにより形成され醸成されていくものであります。

本計画は、PDCA（※）サイクルを確立させながら、まちづくりの方向性の変化や社会情勢の変化、町民・事業者・行政の熟度に応じて順次見直しを図ります。



▲ PDCAサイクル

※ PDCA

Plan（計画）：計画の策定、計画に基づく事業計画の作成、計画の見直し

Do（実施）：景観形成事業の実施

Check（評価）：景観資源の状況評価、満足度評価、事業状況評価

Action（改善）：評価に基づく改善内容の整理、計画見直しの検討